

『児童生徒の生命や安全に直接関わる事故』など 緊急を要する事案の場合の連絡先

かつらぎ町教育委員会

◎時間外の電話対応については、以下の連絡先へ電話をお願いします。

◎第2連絡先の役場総務課からは、かつらぎ町教育委員会を通じて
学校管理職へ連絡し、学校から『折り返しの連絡先』へ連絡します。



第1連絡先

◎警察（110番）

- 不審者
- 事件・事故 等



◎消防・救急（119番）

- 火災
- 救急要請 等



◎虐待等

- 児童相談所（189番）
- かつらぎ町窓口
（0736-22-8877）



学校に知らせる必要がある場合は、**第2連絡先**へ電話をお願いします。

第2連絡先

かつらぎ町役場（代表）

0736-22-0300



『小（中）学生に関わる緊急の要件です』と言った後、次の内容をお知らせ下さい。

- ① 学校名・学年・学級
- ② お子さんの氏名
- ③ 連絡者の氏名・続柄
- ④ 折り返しの連絡先
- ⑤ 大まかな内容

※学校から『折り返しの連絡先』へ連絡します。

◎学校での電話対応時間【電話に出られる目安の時間です。】

（1）平日 （学校課業日）	午前7時30分～午後6時まで ※中学校の夏季については、部活動の関係で変更になります。
（2）土曜・日曜・祝日等 （学校休業日）	終日対応不可
（3）長期休業期間中 （春季・夏季・冬季）	午前8時05分～午後4時35分 （教職員の勤務時間）

※児童生徒の帰宅が完了した後、教職員の勤務時間を過ぎれば、この時刻より早く不在になることがあります。